



議案第九十六号

加谷地区ほ場整備事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年十二月二十二日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾八年拾貳月廿叁日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

|   |            |                                       |
|---|------------|---------------------------------------|
| 一 | 事業の名称及び工事名 | ほ場整備事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）<br>加谷地区ほ場整備工事 |
| 二 | 施行場所       | 三朝町大字加谷及び穴鴨地内                         |
| 三 | 工事の概要      | 区画整理 四四ヘクター                           |
| 四 | 事業費        | 六一、〇〇〇、〇〇〇円                           |
| 五 | 事業の実施方法    | 請負                                    |
| 六 | 工事の時期      | 昭和五十九年度から二箇年間                         |